

大阪府聴覚障がい者制度改革推進地域本部 御中

2014年12月5日

日本共産党 大阪13区候補 あらたに恵美子

衆議院選挙にあたってのアンケートの回答を送付いたします

質問1

聴覚障がいの方々をはじめ、視覚・言語機能障がいの方々にとって、コミュニケーション保障と情報のアクセスおよび発信は、その方の生活を左右する大事なことだと思います。日本においては、その支援施策が手法を含めて大きく立ち遅れていると思います。障がいの権利条約をはじめとする諸条約、法に明記されている主旨を具体的なものとし、情報アクセス・コミュニケーション保障の法制化は当然のことと思いますし、当事者を委員として委嘱することも当然であると考えます。実現のために力をつくします。

質問2

1、でも述べさせていただいたとおり、聴覚障がいの方々にとってコミュニケーションも、その手段としての手話も、当事者のみなさんにとって単に意思伝達手段だけでなく、生活権そのものに関わることだと思います。先般、東大阪市議会でも意見書採択されたと聞いていますが大事なことだと思います。私も手話言語法の実現に全力をつくします。

質問3

ご指摘のとおり、WHOの41デシベルと日本の70デシベルという認定上のギャップは大きく、我が国の認定のあり方は先進国に比べおおいに問題ありと言わなければなりません。その認定上の問題が聴覚障がいの方々の生活を支える福祉諸制度の利用にも影響しているわけですから「障壁」となっている問題です。認定の基準を即刻WHO基準並みにすべきと思います。

質問4

手話通訳の方々の身分保障はご指摘のように本当に劣悪であり、その雇用環境が通訳者が安心して働けないものであり、人数が少ない要因にもなっています。手話通訳者の雇用状況を改善することは聴覚障がい者自身の問題でもあり、日本の社会自体の問題でもあります。正規雇用を保障し、もっと人数を増やし、実態に見合う改善をするべきです。

質問5

手話通訳の方々の資質向上と労働条件の確保は、とりもなおさず聴覚障がい者の生活を左右する問題です。質の高い人材確保と環境をととのえるための国家資格化は重要と考えます。

質問6

この分野においても日本は大きく立ち遅れていると思います。(聴覚障がい者だけでなく)採用時の面接に筆談や手話通訳、要約筆記等の方法を当然明記すべきと考えます。障がい者雇用促進等の法律にも、そのような内容を盛り込むべきではないでしょうか。今の時代「働く」ということが非正規が当たり前のよう考えられ、しかも障がいのある方々はその上に採用時も雇用された後も様々なハンディを抱えざるをえない状況が残念ながらあります。こんな社会のあり方、採用や雇用のあり方を変えたいです。

質問7

私はこれまで35年、障がいのある子どもたちの教育現場で働いてきました。その経験から障がい児者の出産から老後にいたるまで、今の日本の福祉、医療、労働等の諸税度の遅れや施策の貧困さを実感しています。みなさんが指摘する、コミュニケーション、生活、福祉等の法制度をもっとよくしたいと考えています。みなさんの声政治を動かす原動力だと思います。今後もこんな形でお話を聞かせて頂き、私もみなさんの生活実態をもっと勉強し、支援施策の充実に力をつくしたいと思います。